

茅野市総合評価落札方式実施要綱

平成21年3月30日

告示第96号

改正 平成24年8月17日告示第178号

平成26年5月19日告示第134号

令和3年8月30日告示第191号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、茅野市が発注する建設工事のうち茅野市建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱（平成21年茅野市告示第94号。以下「事後審査型入札要綱」という。）第2条に規定する事後審査型一般競争入札を実施する場合に、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる工事は、茅野市業者選定等審査委員会（茅野市業者選定等審査委員会規程（平成18年茅野市訓令第13号）第1条に規定する委員会をいう。以下「審査委員会」という。）において、次条に定める総合評価の方法により評価することが妥当と判断し、市長が認めたものとする。

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式は、入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力、社会貢献等（以下「工事实績等」という。）及び入札価格を一体として評価するものとする。

2 総合評価落札方式で定める評価点は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価点（価格点及び価格以外の評価点を総合した評価点）
- (2) 価格点（入札価格に基づいて算定した評価点）
- (3) 価格以外の評価点（入札者の工事成績等から算定した評価点）

3 前項各号の評価点は、別に定める総合評価点算定基準によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、総合評価落札方式による落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取において、落札者を決定する際に改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときにあらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第5条 市長は、前条の規定による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、審査委員会の審議を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

(公告)

第6条 市長は、総合評価落札方式を実施するときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 落札者決定基準に関すること。
- (3) 価格以外の評価点申請書（以下「評価点申請書」という。）提出時、入札時及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料に関すること。
- (4) 価格以外の評価結果の公表に関すること。
- (5) 評価結果に対する疑義照会に関すること。
- (6) 価格以外の評価内容の確保に関すること。

（評価点申請書の提出）

第7条 入札参加者は、別に定める評価点申請書（以下「評価点申請書」という。）を入札書と同時に提出しなければならない。

- 2 前項の評価点申請書を提出しない入札者の入札書は無効とする。

（価格以外の評価点の決定）

第8条 価格以外の評価点は、評価点申請書に基づき採点し、市長が決定するものとする。

（価格以外の評価点の公表及び疑義照会）

第9条 市長は、前条の規定により決定した価格以外の評価点について、当該入札の開札後に公表するものとする。

- 2 入札者は、前項の規定により公表された日の翌日から2日以内（茅野市の休日を定める条例（平成元年茅野市条例第30号）第1条第12項に規定する休日を除く。）に、自らの価格以外の評価点について、文書により疑義の照会をすることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による疑義の照会があった場合は、文書により回答するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正する必要があるものと認められ、これを行ったときは、修正内容について公表するものとする。

（落札候補者の決定等）

第10条 市長は、入札価格が予定価格以内の入札者であり、かつ、別に定める方法により失格となる者でないものを対象に、総合評価落札方式による評価を行い、次により落札候補者を決定する。

- (1) 第5条の規定により決定した落札者決定基準により算出された総合評価点（以下単に「総合評価点」という。）が最も高い者が1者であるときは、当該者を落札候補者とする。
- (2) 総合評価点最も高い者が複数ある場合は、電子くじより落札候補者を決定するものとする。

（落札者の決定等）

第11条 市長は、前条の規定により落札候補者を決定したときは、当該落札候補者に対し、事後審査型入札要綱第15条第1項の規定による審査を行い、入札参加資格があると認められたとき（この者に係る入札価格が、別に定める調査基準価格を下回る場合においては、調査により契約の内容に適合した履行がされると認められたときに限る。）は、当該落札候補者を落札者とする。

- 2 前項の規定による審査及び調査により、入札参加資格があると認められなかったとき、又は調査により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、総合評価点が次に高い者に対して前条の規定を適用して落札候補者を決定し、前項又は

次項の規定により落札者を決定する。

- 3 前条第1項第2号の規定により落札候補者を決定した場合は、当該落札候補者を落札者とする。

(価格以外の評価内容の確保)

第12条 市長は、契約締結前に価格以外の評価内容を満たさない事実が確認された場合は、当該落札者又は落札候補者とは契約しないものとする。

- 2 市長は、契約締結後に価格以外の評価内容を満たさない事実が確認された場合は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとする。

- (1) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成21年茅野市告示第98号)に基づき入札参加停止を行うこと。
- (2) 価格以外の評価点を再計算して総合評価点が変わらないように減額変更すること。
- (3) 工事成績評定においてマイナス評価とすること。

(総合評価点の公表)

第13条 入札者の総合評価点の集計結果は、第10条の規定により落札候補者が決定した後に公表するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 抄

平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月17日告示第178号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年5月19日告示第134号)

この告示は、平成26年7月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示による改正後の茅野市総合評価落札方式実施要綱第2条の規定は、施行日以後に入札の公告を行う入札から適用し、施行日前に入札の公告を行う入札については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年8月30日告示第191号)

この告示は、令和3年9月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示による改正後の茅野市総合評価落札方式実施要綱の規定は、施行日以後に公告を行う入札から適用し、施行日前に公告を行う入札については、なお従前の例による。